平成２３年（フ）第２０１号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目17番16号　寿コーポ102号、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町1392番地１
債務者　山下　弘志
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
宮城県登米市豊里町長根浦203番地
債務者　佐々木敏文
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月20日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第５５号
宮城県登米市中田町石森字新蓬田60番地２
債務者　菅原　　誠
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月20日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第４２４号
青森県上北郡横浜町字横浜46番地
債務者　宮守　　譲
１　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
青森市大字大野字鳴滝92番地11　鳴滝荘３号
債務者　下山　哲男
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
神奈川県三浦郡葉山町一色1831番地の３　ハイツ角田Ａ
債務者　細萱　亮吉
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３４３号
神奈川県横須賀市根岸町１丁目７番19号　佐久間ビル
債務者　永田　典子
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８３２号
川崎市宮前区菅生２丁目７番１号　アーバニティ201
債務者　丹野　克哉
１　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６９０号
岡山市北区平田131番地109　101号、旧住所岡山市南区福田157番地
債務者　八木　謙二
１　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０８号
岡山市中区西川原１丁目５番17―13号　コーポ本水201号
債務者　近藤　　敦
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５５号
岡山県赤磐市西窪田242番地
債務者　青井　博明
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５６号
岡山県赤磐市西窪田242番地
債務者　青井　咲子
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８１号
岡山県高梁市成羽町下原231番地１　妙見住宅201
債務者　田中　順一
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４号
東京都豊島区千早２丁目22―７―203
債務者　高木恵美子
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６号
埼玉県新座市栗原５丁目４―６―105
債務者　金城てるみ
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７号
埼玉県三郷市彦成４丁目５―11―502
債務者　柴田　泰成
１　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部